

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所掌する施設に通勤する職員が当該施設内に通勤のため自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、二輪自動車以外のものをいう。以下同じ。）を駐車することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（駐車可能施設）

第2条 教育委員会が管理する教育財産及び運動施設のうち、通勤のために自動車を駐車することができる施設は、当該施設に係る業務に支障を生じないものと教育委員会が認める施設（以下「教育施設」という。）とする。

（駐車対象者）

第3条 教育施設内に通勤のため自動車を駐車することができる者は、教育施設に勤務する職員（以下「職員」という。）で、自動車による通勤届を行った者とする。

（駐車利用申請）

第4条 教育施設内に通勤のため自動車を駐車しようとする者は、教育施設内駐車利用申請書（第1号様式（様式略））に、通勤届の写しを添付して、教育施設の管理責任者（以下「施設管理者」という。）に申請しなければならない。

（駐車利用承認）

第5条 施設管理者は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、駐車することが適当と認めるときは教育施設内駐車利用承認書（第2号様式（様式略））を申請者に交付する。

（駐車条件）

第6条 前条の規定により駐車承認を受けた職員は、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- （1）施設を利用する一般市民の駐車に支障が生じないように駐車すること。
- （2）駐車にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。
- （3）施設内においては、歩行者等に注意し、徐行すること。
- （4）施設で行事等が行われる場合は、施設管理者が行う駐車制限に従うこと。

（駐車料）

第7条 駐車料は月額とし、通勤の実情に応じ別表に定める金額とする。

2 駐車利用の承認を受けた職員で、月の初日に駐車利用を行う者は、前項に規定する駐車料を支払わなければならない。

（駐車料の支払方法）

第8条 駐車承認を受けた職員は、当該月の駐車料を当該月の末日までに口座振替の方法により支払わなければならない。この場合において、残高不足等の理由で当該末日までに口座振替ができなかったときは、市長が発行する納付書により速やかに支払わなければならない。

2 既納の駐車料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その額の全部又は一部を還付することができる。

（駐車利用の中止・変更の申請）

第9条 駐車利用の承認を受けた職員は、当該駐車利用を中止し、又は変更をしようとするときは、教育施設内駐車利用（中止・変更）申請書（第3号様式（様式略））により施設管理者に申請しなければならない。

2 施設管理者は、前項の規定による申請が、適当であると認めるときは、教育施設内駐車利用（中止・変更）通知書（第4号様式（様式略））により申請者に通知するものとする。

（駐車利用の承認取消）

第10条 施設管理者は、駐車承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車利用の承認を取り消すことができる。

- （1）第3条に規定する要件を失ったとき。
- （2）第6条に規定する駐車条件に違反したとき。
- （3）第7条に規定する駐車料の納付を1か月以上滞納したとき。

(4) その他施設管理者が承認の取消しを必要と認めたとき。

2 施設管理者は、前項の規定により駐車利用の承認を取り消したときは、教育施設内駐車利用承認取消通知書（第5号様式（様式略））により、駐車利用者に通知するものとする。

（職員以外の者の取扱い）

第11条 施設管理者は、職員以外の者で、教育施設において管理委託業務等に従事する者について、職員に準じてこの要綱に定める手続により、駐車利用を承認し、駐車料を支払わせることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、駐車に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

2 当分の間、第8条の規定に関わらず、市長が発行する納付書により駐車料金を支払うものとする。

別表（第7条関係）

区分	月額	備考
一般職員	4,500円	
障害者職員（嘱託員含む。）	2,000円	
再任用職員（週4、5日勤務）	3,500円	
嘱託員（週4、5日勤務）	3,500円	
嘱託員（週3日勤務）	2,500円	
嘱託員（週2日勤務）	2,000円	
臨時職員（週3日以上勤務）	2,000円	代勤学校調理員を除く。
教職員	4,500円	
外郭プロパー	4,500円以内	勤務日数等により別に定める額とする。

備考 公共交通機関による通勤が困難であるとして市長が指定する施設若しくは変形勤務等の勤務に勤務又は従事している職員については、この表の金額から1,000円以内の市長が定める額を減額した額とする。

別表（第7条関係）市長が定める減額基準

（備考 公共交通機関による通勤が困難であるとして市長が指定する施設については、この表の金額から1,000円以内の市長が定める額を減額した額とする。）

番号	区分	減額の額	備考
1	戸吹清掃事業所・戸吹清掃工場・戸吹不燃物処理センター・高月浄水場・恩方中学校 恩方第2小学校・美山小学校・美山学童保育所・夕やけ小やけふれあいの里	1,000円	ただし、減額前の金額が3,500円以下の者については、500円とし、同額が2,000円以下の者については減額しない。
2	学校管理員（一般職員）	1,000円	ただし、1による減額を受けた者は、500円とする。
3	変形勤務（夜勤含む。）従事職員（一般職員）	1,000円	ただし、1による減額を受けた者は、500円とする。